参　与　　おはようございます。
本日は、改元後初の総会となります。
委員の皆様並びに推進委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。
欠席の届け出が９番、伊藤悟委員、１３番、石山礼蔵委員、１９番、黒川雄一委員から出ております。
それでは、定刻となりましたので、ただいまから第２５回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

（午前９時　開会）

参　与　　初めに、会長がご挨拶を申し上げます。

（会長挨拶）

参　与　　ありがとうございました。
それでは、会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は２１名となっております。会議規則第９条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。
それでは、私から、前回、４月１０日総会から本日までの業務報告を申し上げます。
お手元に配付しております第２５回総会までの業務報告書をご覧願います。
初めに、４月１０日ですが、第２４回農業委員会総会を委員２２名、推進委員３０名の出席をいただきまして、神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。
また、同日は、農業者年金業務初任者研修会が秋田市のルポールみずほで開催され、事務局が出席しております。
４月１１日には、平成３１年度全国情報会議が東京の椿山荘で開催され、会長が出席しております。
４月１９日には、市町村農業委員会職員農地事務初任者研修会が秋田市文化会館で開催され、事務局職員が参加しております。
４月２３日には、大仙市農業再生協議会総会が大曲庁舎で開催され、会長が出席しております。
４月２５日には、農用地利用調整会議を会長、推進委員１０名の出席をいただき、神岡庁舎で開催し、今回の総会に上程する案件についてご審議いただいております。
同じく、４月２５日でありますが、秋田県農業会議第３７回常設審議委員会がアキタパークホテルで開催され、会長及び事務局が出席しております。
４月２６日には、第１回県南地区農業委員会会長会総会が湯沢グランドホテルで開催され、会長及び私が出席しております。
元号が改まった令和元年５月９日には、農業者年金業務担当者会議が秋田市のルポールみずほで開催され、事務局が出席しております。
以上が主な業務報告でございます。
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。

議　長　　本日の会議を開催します。
初めに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議　長　　異議なしと認め、３番、茂木靖雄委員、４番、伊藤隆康委員の両名を議事録署名委

員に指名いたします。

議　長　議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
農地法第３条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年５月１４日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　事務局より説明を求めます。

参　与

２ページ、３番をご覧ください。〇〇〇〇〇〇
移転される農地は、大仙市土川〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか田９筆、合計〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
贈与による所有権移転です。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇、７１歳、譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、６４歳です。
申請理由は、〇〇〇〇と〇〇〇は親戚関係で、〇〇〇〇が離農を希望していることから、現在、利用権設定により〇〇〇が耕作を行っている農地２筆と〇〇〇の所有農地に隣接している農地８筆を贈与するものです。

続きまして、１５ページ、９番を説明します。
所有権を移転したい農地は、豊岡〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が田、面積が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ほか1筆、合計〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇です。
貸付人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇です。借受人は、同住所の〇〇〇〇〇です。
理由については、〇〇〇が新規就農するため、父である〇〇〇〇から使用貸借により農地を借りるものであります。
設定期間は１０年です。

２３ページ、１３番から２４ページ、１５番は関連がありますので、一括でご説明いたします。
位置図及び平面図については、資料の１ページと２ページをご覧ください。
売買による所有権移転です。
１３番の農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇、９０歳。
１４番の農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、４７歳。
１５番の農地は、大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。
譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、６３歳です。
以上の農地の譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇です。
売買価格は、３件とも１０アール当たり〇〇〇〇〇で、総額は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となっております。
申請理由といたしまして、この案件は、平成３１年３月７日開催の第２２回総会において許可相当の意見をいただき、３月２９日付で秋田県知事許可を受けております大仙市南外〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の豚舎建設に係る農地法第５条許可に付随して、同会社が隣接する農地を試験研究のために取得しようとするものであり、譲渡人３名がこれに応じたものです。
譲受人であります〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、飼料製造販売、肉用牛・肉用豚の生産販売のほ

か、農畜産物の生産に関する試験研究を手がけており、建設する豚舎において肥育生産する肉豚の飼料添加用の作物を、今回取得予定の農地において栽培し、肥育豚へ給与することで肉質や増体へどのような影響・効果があるか試験研究をしていくものであります。また、豚舎に隣接した農地を取得し栽培することによって、収穫後、直接豚舎に持ち込むことができ、新鮮な国産原材料を物流費をかけず給与できるというメリットも見込んでいるとのことです。

栽培する作物については、当初は、ソバ、ニンニク、サツマイモ、カボチャの４種類を予定しており、それぞれ生産性の向上や肉質の向上が期待されており、この試験研究によって得られた成果等については、本社品質管理部門において検証し、新たな飼料添加作物の検討や試験研究内容の再検討を行い、継続して試験研究を続けていく計画となっております。

試験栽培に向けてのスケジュールですが、農地を取得後、農地改良届を提出し、令和元年には耕作に適した形状への造成及び農作業上必要な通路や水路の設置工事を実施し、令和２年に土壌改良及び圃場の区割りを経て、令和３年より飼料添加作物の栽培と給与試験を実施する計画となっております。

譲受人の○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は農地所有適格法人ではございませんので、原則、農地を取得できないこととなっておりますが、農地法第３条第２項ただし書き及び農地法施行令第２条第１項第１号イのその権利を取得しようとする者が法人であって、取得しようとする農地または採草放牧地における耕作または養畜の事業が、試験研究または農事指導のために行われると認められることの不許可の例外規定が適用されることから、許可要件を満たしているものと考えました。

また、許可に際し、農地等の権利の取得後において、その耕作または養畜の事業が申請書記載の試験研究のために行われていないと認める場合は許可を取り消すことと、許可後、当農業委員会において現地確認を実施する場合は、正当な事由がなければこれを拒んではならない旨の条件を付すことで、許可要件を満たすものと考えております。

なお、本案件につきましては、４月５日開催の第１回役員会においてご承認をいただいております。

それでは、その他の案件につきまして私のほうから説明させていただきます。

議案第１号につきましては、ただいま説明いたしました５件のほかに、無償所有権移転が３件、使用貸借権設定の新規３件及び更新７件がございます。

２９ページから３１ページの農地法第３条の調査書をご覧ください。

農地法第３条第２項各号に該当する場合、許可できないことになりますので、その該当の有無を記載したものでございます。

先ほど説明いたしました１３番から１５番までは、第２号に該当しておりますが、例外規定を定めました農地法施行令第２条第１項第１号に該当することから、結果、全て許可要件を満たしているものと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

失礼いたしました。

そのほかに、１６番の案件がございますけれども、これにつきましては、取り下げとなっておりますので、ここで訂正させていただきます。

よろしくお願いいたします。

議　長　　説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
足達委員。

足達委員　　２番の足達です。
質問ですけれども、先ほどの１３番からの試験研究のための用地ですけれども、第三者的に見ますと、試験研究ということで、このぐらい大面積が必要なのかなということと、稼働人員のところに常時従事者が１名と書いていますけれども、会社組織でやられたら、大面積の営農管理ができるかと思いますけれども、そこら辺、いかがでしょうか。

議　長　　事務局お願いします。

参　与　　まず、常時従事者１名ですけれども、本社のほうから１名参りまして、あとは地元のほうで採用をお願いするということでしたので、まず採用する方について現段階で不明のため、常時従事者は１名と書かせていただいております。
　それから、面積ですけれども、これは、豚舎の周囲の場所ということで、売る方、それから求める方の双方の申請でしたので、当初は本当に必要な面積なのか疑問もありましたが、事業計画では、年間の出荷頭数を１万４，０００頭、常時飼養頭数を約４，８００頭としていることなど、申請の内容を精査した結果妥当と判断いたしました。

議　長　　よろしいですか。

足達委員　　わかりました。

議　長　　ほかにありませんか。
　　（なしの声）

議　長　　質疑ないようですので、これより採決いたします。
　議案第１号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
　　（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
　全員賛成ですので、議案第１号の「農地法第３条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
　　農地法第４条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
　　令和元年５月１４日提出
　　大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

　３２ページ、１番を説明いたします。
　位置図、配置図につきましては、総会資料３ページ及び４ページをご覧願います。
　農地の所在は、大仙市刈和野○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○１筆であります。
　申請人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
　転用目的は植林です。
　理由といたしましては、申請地は周辺を山林に囲まれているため、１日の日照時間が短く水はけも悪いことと、住家から離れており耕作不便であることから、周辺の山林と一体として活用するため、植林をするものです。当該農地は、山林に隣接した山間の農地であり、また、農地の端部のため、農用地の集団化、利用集積などに支障を及ぼすおそれはなく、１種でも３種でもない中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。

転用の許可基準につきましては、申請地にかわる周辺の土地で事業の目的を達成できる小規模の農地以外の土地や第３種農地がない場合許可できることから、事業の目的や周辺の土地の状況を勘案した結果、許可要件を満たすと判断しております。
雨水処理につきましては、自然流下とし、のり面保護及び緩衝池を設けて土砂の流出を防ぐこととしていることから、土地改良施設などの機能に支障を及ぼす恐れはないと判断できます。
土地改良事業につきましては、該当ございません。

続きまして、２番を説明いたします。
位置図、配置図につきましては、総会資料５ページ及び６ページをご覧願います。
農地の所在は、大仙市北野目○○○○○○○○○○と○○○○の２筆、面積合計が○○○○○○○○○○○○であります。
申請人は、１番の申請人と同じ○○○○○○です。
転用目的は露天駐車場です。
理由といたしましては、申請者は親族が経営する○○○○○○○○○○○○に所有する土地を貸し付けており、従業員の増加に伴い駐車場及び資材置き場が手狭になったことから、新たに会社敷地に隣接した申請地に同施設を増設するものです。
転用の許可基準における立地基準につきましては、申請地は宅地と市道に挟まれた農地であることから、農用地の集団化、利用集積などに支障を及ぼすおそれもありませんが、当該農地の東側、西側に１０ヘクタール以上の優良な農地が広がっていることから、第１種農地となります。
許可基準につきましては、特別の立地を必要とする既存の施設の拡張ということで、拡張に係る部分の敷地面積は現在の既存敷地面積の２分の１を超えないものということで、許可要件を満たしているものと判断しました。
この２件は、１月９日の第２０回農業委員会総会にて農振除外をご承認いただいている案件でございます。

議　長　　事務局から説明が終わりました。
これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
案件１番及び２番についてお願いいたします。

佐々木委員　　６番、佐々木です。
２案件とも事務局の説明のとおりで、許可相当として見てまいりました。
ご審議よろしくお願いします。

議　長　　ありがとうございました。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第２号について、原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第２号の「農地法第４条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

参　与　　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
農地法第５条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和元年５月１４日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局の説明を求めます。

参　与

３３ページ、１番をご説明いたします。
位置図及び配置図につきましては、資料の７ページと８ページをご覧ください。
売買による所有権の移転を受けまして、障害者支援施設を建築する転用でございます。
転用する農地が、四ツ屋○○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○○ほか畑３筆、合計４筆の○○○○○○○○○○○○○です。
譲渡人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○○の○○○○○○○です。譲受人が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○、○○○○○○○です。
申請理由といたしましては、譲受会社は現在グループホーム、ショートステイ、それと放課後デイサービスなどの介護業を経営しており、今般、事業拡大のため、居住環境にすぐれた当該地を取得しまして、障害者の共同生活支援事業所を建築するものでございます。事業の全体面積につきましては、申請農地の○○○○○○○○及び入り口部分であります既存宅地の面積５４．４５平方メートルを加えました○○○○○○○○○○○○○○となっております。宅地の所有者は、同じ○○○○○でございます。
農地の売買価格ですが、平米当たり○○○○○○○、総額では○○○○○○○○○○○○となっております。宅地を加えました売買総額は○○○○○○となっております。
農地転用の許可基準における立地基準につきましては、申請農地から３００メートル以内に北大曲駅が存在することから、農地法施行規則第４３条第２号に該当しまして、第３種農地に区分されます。農地法第５条第２項第１号ロ（１）において、第３種農地は許可することができるため、立地基準における許可要件を満たしているものと判断しております。
また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断しております。

続きまして、２番についてご説明いたします。
位置図及び平面図につきましては、資料の９ページと１０ページをご覧ください。
売買による所有権移転を受け、雪捨て場とするものです。
転用する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○１筆です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○です。譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
申請理由といたしまして、譲受人は申請地に隣接した空き家を購入し居住する予定ですが、当該地は住宅が密集しており、冬期間の排雪場所がないことから、当該地を買い受け、雪捨て場として使用するものです。
売買金額は総額で○○○○○○○○○、１平方メートル当たりに割り返しますと○○○○○○○です。
許可基準における立地基準につきましては、申請地は３００メートル以内にＪＲ神宮寺駅があることから、第３種農地に該当します。第３種農地は原則許可できることから、立地基準における許可基準を満たしているものと判断いたしました。
また、一般基準についても、添付書類等を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断いたしました。
なお、本日欠席しております担当の黒川雄一委員からは、４月１７日に現地確認をしていただき、

申請のとおり相違ないことを了承いただいております。

３４ページ、３番及び３６ページ、４番を関連がありますので、一括で説明します。
資料は１１ページと１２ページになります。
砂利採取事業のために一時転用するものであります。
初めに、３番の農地の所在が、長野○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○ほか田３筆、畑８筆の合計１２筆、面積合計が○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○ほか７名です。
砂利採取地として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
次に、４番の農地の所在ですが、長野○○○○○○○○○○○、地目が畑、面積が○○○○○○○○○ほか田１筆、畑３筆の合計５筆、面積合計○○○○○○○○○○○○です。
貸付人は、前案件と同じく○○○○○ほか２名です。
表土置き場として使用され、１平方メートル当たり○○○○の賃借料となっております。
以上の農地の借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○、○○○○○○○です。
いずれも設定期間は許可日から１年間となっております。
許可基準における立地基準については、いずれも農用地区域内の農地であるものの、一時的な転用であること、事業目的達成のため代替性がないこと、また、当該事業により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと考えられることから、許可要件を満たしていると判断しました。
また、一般基準についても、添付書類を勘案した結果、許可基準を満たしていると判断しました。
なお、資料１１ページの位置図をごらんください。
申請地の中央右側が申請地から外れております。この内訳は、畑が○○○で合計面積○○○○○○○○○、それぞれ所有者も異なりますが、どちらの所有者も今年どうしても作付したいということで、収穫後に改めて転用を申請したいとのことでしたので、このことを申し添えます。

次に、３７ページ、５番を説明します。
資料は１３ページ、１４ページとなります。
売買による転用で、農地の所在が、清水○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○です。
譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、譲受人は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由は、父から畜産部門を引き継ぎ新規就農した○○○○が、繁殖牛を増頭する計画であり、既存施設では手狭なことから、新たに牛舎と堆肥舎を建築したいと思い、適当な場所を探していたところ、親戚である○○○○から自分の農地を使ってもよいという話があったので、申請農地を買い受け転用するものであります。
売買価格は総額○○○○○、１平方メートル当たり○○○○となっております。

議　長	事務局から説明が終わりました。 これより現地調査された委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 案件１番についてお願いします。
伊藤委員	４番、伊藤です。 先月の２４日、事務局と現地を確認しました。結果、先ほどの事務局の説明のとおり何ら問題ないものと確認いたしました。 よろしくお願いいたします。
議　長	ありがとうございます。 続きまして、案件２番については、黒川委員欠席ですので、ありません。 案件３番及び４番についてお願いします。
足達委員	２番の足達です。

先ほど、事務局の高橋主幹から説明があったとおり、私と、それと推進委員の高橋さんと３名で５月９日に現地を確認いたしました。
説明の中で、１１ページの配置図といいますか、位置図を見ていただくと、説明されたとおり、中抜きといいますか、斜線しているところが表土置き場、それから黒が採取地というもので、ちょうど中が白くなっていますけれども、ここが今年も野菜をやりたいということで、後で、秋に再度申請するということで、そういうふうな状況になっています。周りを見ますと、上のほうが市道に接していますし、周辺は、下のほうは林地に接しています。それから、他は自家採取用の畑というようなことで、周辺の営農には支障ないと思います。
以上です。

議　長　　案件の５番については、私のほうから説明させていただきます。
この○○○○○○は、県のフロンティア研修をこの３月に終えて新規に就農する方です。それで、事務局の説明のとおり、周囲引き継いで自分が規模拡大するということで、今、計画を立てておりますけれども、当初、この土地でなく、自分の農地に建てるという計画でしたけれども、県のほうより、この方は集落内に農地がありませんので、県のほうより管理するのに大変ではないかということで、自分の近くに農地を求めなさいという指導があった関係で、いろいろと、自分のほうもいろいろ話したわけですけれども、自宅から近くで周り１００メーター以上は何も、田んぼだらけだと、住宅がないというような場所で、この土地に決定させていただきました。
ただ、本人にも、今、畜産関係、牛の騒音問題、いろいろ問題、かなり厳しい要件がありますので、その点については、迷惑かけないようにしてくださいということは指導しておりますので、この案件については、本当に皆さんからいろいろと承認いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

参　与　　現地調査、大変ありがとうございました。
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第３号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第３号の「農地法第５条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議　長　　次に、議案第４号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

参　与　　議案第４号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。
令和元年５月１４日提出
大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　議案第４号１５番から１７番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」ですが、この件に関しては、会議規則第２８条の規定により、本議案の当事者である私、細谷が本案件終了まで退席いたします。
かわりに、議長として議事の進行は、菅原会長職務代理者にお願いいたします。
（細谷会長　退席）

議長代理　　それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。
議案第４号１５番から１７番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

４３ページ、１５番及び１６番、４５ページ、１７番を関連がありますので、一括で説明します。
利用権を設定する農地が、清水○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○ほか２２筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○、○○○○○○、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○及び同住所の○○○○○○の計３名です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
細谷会長の○○○○○である○○○○は、畜産経営を行っており、採草地を探していたところ、○○○○ほか２名の方々から新規に借り受けることとなったものであります。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○となっております。
以上、３案件とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長代理　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議長代理　　ありがとうございます。
ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１５番から１７番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

議長代理　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１５番から１７番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
本案件が終了しましたので、細谷会長を復帰させ、議長を交代いたします。
ありがとうございます。
（細谷会長　入場）

議　長　　次に、議案第４号１８番から２２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
本案件は、○○○、○○○○○○の関係議案につき、会議規則第２８条の規定により、○○○○の退席を求めます。
（○○○○　退席）

議　長　　事務局より説明を求めます。

参　与

４５ページ、１８番から５１ページ、２２番まで関連がありますので、一括で説明します。
これは、利用権設定期間の満了に伴う更新でございます。
初めに、４５ページ、１８番をご覧ください。
利用権を設定する農地は、豊川○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田６５筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○ほか4名の方々です。利用権の設定を受ける方は、全て、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○○です。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○○、○○○○分が○○○○○○○○○、うち耕作条件の悪い２筆が○○○○○○、○○○○○○○○○、○○○○○○○○分が○○○○○○○○○、○○○○分が○○○となっております。
以上、５案件とも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと思われます。
よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１８番から２２番については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１８番から２２番の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
○○○、○○○○の入場を求めます。
（○○○○　入場）

議　長　　次に、議案第４号１番から１４番及び２３番から１４１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

参　与

５番について説明いたします。
３９ページをご覧ください。
所有権を移転する農地は、大仙市四ツ屋○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○ほか田１筆、合計２筆の○○○○○○○○○○○○○です。
所有権を移転する者が、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○です。所有権の移転を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。認定農業者です。
申請の理由といたしまして、当該農地は○○○○○○○○○○○○○の共有地でございますが、共有者の間で処分を考えておりました。近隣で耕作している○○○○に相談したところ、経営規模拡大を目指す○○○○がこれに応じてくれたものでございます。

売買価格は１０アール当たり○○○○、総額では○○○○○○○○○となっております。

４２ページ、１３番を説明いたします。
所有権を移転したい農地は、大仙市太田町横沢○○○○○○○○、地目は畑、面積○○○○○○○○○１筆です。
所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６６歳です。所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、７６歳です。○○○○の現住所が○○○○○○○○○○○となっておりますが、平成３１年１月２４日の火事で住宅が全焼したため、緊急対応として一時的に○○○○に入居したものです。
申請理由といたしまして、○○○○は相続でこの農地を受けましたが、県外在住で耕作できないことから売買したいと考え、親戚である○○○○に売買の相談をし、○○○○が応じてくれたものです。
売買価格は１０アール当たり○○○○、総額○○○○○○○○○となっております。

続きまして、２８番を説明いたします。
５３ページをご覧ください。
利用権を設定する農地が、大仙市泉町○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する者が、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○です。利用権の設定を受ける者が、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、認定農業者の方です。
申請の理由は、○○○○が当該農地について長年草刈り等の保全管理をしてきておりましたけれども、労力不足ということで、管理について隣接地を耕作する○○○○○○に相談したところ、借り受けに応じたものでございます。
契約期間は１０年、使用貸借での貸し借りとなります。賃借料について、○○○○から無償の申し出がございまして、決定に至ったものでございます。

５５ページから５６ページの３４番と３５番について関連がありますので、一括で説明いたします。
どちらも新規の利用権設定です。
初めに、５５ページの３４番をご覧願います。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６７歳です。
次に、５６ページの３５番をご覧願います。
利用権を設定する農地は、大仙市北楢岡○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○○１筆です。
利用権を設定する方は、同住所の○○○○○○○○○○○です。
３４番、３５番、両案件の利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、６５歳です。
申請理由といたしまして、申請農地２筆はこれまで○○○○○○が管理していましたが、借受人である○○○○から、何も作付しないのであれば貸してほしいという申し出があり、今回の契約となったものです。
設定期間はいずれも５年で、１０アール当たり賃借料は○○○○○○と低く設定されておりますが、農地の状態が悪いため、お互い納得してこの金額になりました。

６７ページ、５７番を説明します。
利用権を設定する農地は、上鴬野○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○ほか１９筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○、○○○○○○です。
理由は、農協転貸の前耕作者から期間終了に伴い返還を受けた農地を、近隣を耕作していた○○○○が借り受けを了承したものですが、○○○○の体調不良により設定期間を１耕作分の７カ月としたものです。

１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。

次に、６９ページ、５８番及び７２ページ、５９番を関連がありますので、一括で説明します。
利用権を設定する農地は、鑓見内○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○○○○○ほか田３１筆、畑１筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○と同住所の○○○○○○○○の２名で、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○○○○○です。
理由は、○○○○○の息子であります○○○○○が農事組合法人を設立したことに伴い、○○○○○及び○○○○○の農地を法人で借り受けるものです。
設定期間は１０年、１０アール当たり賃借料は○○○○○○○○○となっております。

次に、７４ページ、６２番から７９ページ、７９番まで関連がありますので、一括で説明します。
利用権を設定する農地は、清水○○○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○○○○○○○ほか田１０１筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○、利用権の設定を受ける方は、先ほどと同じ、○○○○○○○○○○○です。
理由は、母親の○○○○○○が借り受けていた農地を全て法人に移転するものであります。
以前の契約内容をそのまま引き継ぐものですので、設定期間及び１０アール当たりの賃借料は個々の契約により異なっております。

８６ページ、８２番をご覧ください。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市協和中淀川○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○ほか田１９筆、合計面積○○○○○○○○○○○○○○ルです。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○○○○です。
申請理由としましては、当該農地は平成３０年度まで○○○○○○○○○○○が借り受けて作付しておりました。しかし、○○○○○○○○の体調不良により、当該農地の契約が解約となりました。この農地を法人○○○○○○○が耕作することになったものです。
契約期間は１年、１０アール当たり○○○○○○です。賃料が安く設定されておりますが、当農地は昨年度まで○○○○○○が作付していたものの、代表の体調不良により管理が行き届かず雑草が多く見受けられたそうです。このため、今年度もヒエやアワなどが発生し、条件が悪いことが予想されるため、この金額での契約となりました。

９５ページ、９１番を説明いたします。
新規の利用権設定です。
利用権を設定する農地は、大仙市太田町横沢○○○○○○○○○、地目は田、面積○○○○○○○○○○○○ほか田１０筆、計１１筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、６３歳です。利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、３８歳です。
申請理由といたしまして、○○○○は昨年まで水稲と野菜を作付していましたが、ネギやブロッコリーなどの野菜栽培を主とした経営に移行するため、水稲部門を委託したいと考え、○○○○に相談したところ、○○○○がこれに応じてくれたものです。
設定期間は５年、１０アール当たり賃借料は○○○となっております。

続きまして、１０９ページ、１１１番から１４１番までをご説明いたします。
農地中間管理機構を活用する利用権の設定で、受け手は全て秋田市山王四丁目１番２号、公益社団法人秋田県農業公社です。

案件の詳細につきましては、農地中間管理事業秋田県農業公社借り受け案件という別冊を作成しておりますので、そちらをご覧願います。
内容につきましては、総括的な説明をさせていただきますので、ご了承願います。
利用権を設定する農地は、１１１番の大仙市藤木○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○○○○○ほか田２８０筆、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、畑２５筆、○○○○○○○○○○○○○、合計３０６筆、面積○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○です。
利用権を設定する方は、１１１番の○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○ほか４０件で、地域農業の集団化への協力及び兼業、高齢による労力不足等で貸し付けを希望している方です。
設定期間は全て１０年２カ月となっておりますが、これは秋田県の農用地利用配分計画により農地中間管理機構から借り受け予定者に利用権設定される公告日までの２カ月間の差を考慮しているため、この期間となっております。
１０アール当たり賃借料につきましては、田が○○○○○○○から○○○○○○○○○と幅があり、畑につきましても、使用貸借から一緒に貸す田と同額となっているところもあります。
なお、１件ごとの詳細につきましては、議案書別冊をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、私のほうからその他の案件につきまして説明させていただきます。
議案第４号の１番から１４番及び２３番から１４１番まで、ただいま説明いたしました５９件のほかに、所有権移転が１１件、賃貸借権設定の新規が２５件、更新が３６件、使用貸借権設定の新規１件がございます。今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、１０アール当たり○○○から○○○○と幅がございます。これは、各地域の圃場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しており、利用調整会議においてもご承認いただいたものでございます。
次に、賃貸借権設定の１０アール当たりの貸借料の内容でございますが、説明案件を除きまして、低いほうでは１０アール当たり○○○○○○○から○○○○○○○○○と大きな幅がございます。低いほうは圃場の条件が悪いことなどが考えられますが、そのほかの案件につきましては、圃場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えております。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議　長　　説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、これより採決いたします。
議案第４号１番から１４番及び２３番から１４１番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、議案第４号１番から１４番及び２３番から１４１番までの「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定しました。

議　長　　次に、報告第１号の「農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について」事務局より報告願います。

参　与　　報告第１号　農地法第６条第１項の規定（農地所有適格法人）による報告について
下記の者から、農地法第６条第１項の規定により書類提出があったので、これを報告する。
令和元年５月１４日提出

大仙市農業委員会　会長　細谷精悦

議　長　　事務局より報告願います。

参　与

１１０ページをご覧願います。
法人の事務所の所在地、名称、代表者名の順に読み上げます。
１番、大仙市豊川字田川６３番地１、農事組合法人中仙さくらファーム、代表理事、田村誠市。
２番、大仙市上鴬野字新関３７番地、有限会社秋田プランティション、代表取締役、高橋文雄。
３番、大仙市北長野字蓬田７８番地、農事組合法人玉井屋、代表理事、玉井公介。
４番、大仙市清水字金鐙２０番地、農事組合法人金鐙、代表理事、畠山桂数。
５番、大仙市豊岡字二本木５１番地、ナチュラルファームサカモト株式会社、
代表取締役、坂本高利。

１１１ページをご覧願います。
６番、大仙市豊川字喜内野５２７番地、有限会社エスエスフーズ、代表取締役、佐藤ひろ子。
７番、大仙市豊川字八卦８１番地７、有限会社長幸、代表取締役、長澤健幸。
８番、大仙市清水字上黒土９６７番地、農事組合法人上黒土、代表理事、渡邊啓一。
９番、大仙市長野字神林１０２番地、農事組合法人長野ライスファーム、代表理事、柴田敬章。
１０番、大仙市清水字下黒土１８１番地、農事組合法人下黒土アグリ、代表理事、藤田君雄。
１１番、大仙市太田町小神成字小田中４２番地、農事組合法人小神成ファーム、
代表理事、藤澤博志。
以上、１１法人からの報告がありました。
詳細につきましては、１１２ページから１５１ページをご覧願います。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議　長　　以上、報告といたします。

議　長　　これで本日の日程は全て終了しました。
そのほか事務局から何かございませんか。

参　与　　それでは、私のほうから２点ほどございます。
まず一点目でございますけれども、農地利用最適化交付金の活動記録でございますけれども、こちらのほう、忙しいと思いますけれども、何とぞ提出方よろしくお願いしたいと思います。
それから、２点目でございますけれども、毎年行っております農業者年金の加入促進に関連しました視察研修でございます。日程ですが、６月２７日、２８日を予定しております。相手方とちょっと今調整しているところですけれども、今年度、福島県のほうにお邪魔させていただきたいと考えております。詳細が決まりましたら、また後ほどペーパー等を差し上げたいと思いますので、是非とも参加してくださいますようよろしくお願いいたします。
以上です。

議　長　　委員の皆さんから何かありませんか。
（なしの声）

議　長　　ないようですので、以上をもちまして、第２５回大仙市農業委員会総会を閉会します。
本日はご苦労さまでした。

（午前１０時３０分　閉会）